

島本町立第一中学校 部活動（教育課程外）規定

1. 部（教育課程外）活動の位置づけ

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動についてはスポーツや、文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

【学習指導要領における部活動に関する記述（文部科学省、2017b；2018 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 第一章第5の1のウ；第一章総則第6款1ウ）抜粋）】

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2. 本校における部（教育課程外）活動の目標

学校教育の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、自主的、自発的な参加により行われる活動でスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

- ・部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培う。
- ・体力の向上や心身の健康の保持増進を行う。
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につなぐ。

【趣旨等記述は「大阪府部活動の在り方に関する方針」を参考にしています】

令和7年度 教員が把握し適正に部を運営するための規定です。

3. 部（教育課程外）活動の方針

生徒や指導する教員にとって望ましい環境、活動を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図る。
- ・バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮する。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

4. 開設する部と活動場所

【運動系】（10部活動）

グ ラ ン ド：男子野球部 陸上競技部（男・女） 男子サッカー部

テニスコート：女子テニス部

体 育 館：女子バドミントン部 女子バレーボール部 男子バスケットボール部
女子バスケットボール部 卓球部（男・女）

多目的ホール：ダンス部（男・女）

※体育館部活動は、活動場所確保のため平日を振り分けて活動します。

※体育館部活動は、土曜日を活動希望する場合も振り分けて活動します。

⇒体育館使用不可の日が週に2回～3回程度あります。

【文化系】（3部活動）

音楽室、校舎特別教室：吹奏楽部

パ ソ コ ン 教 室：パソコン部

美 術 室：美術部

※朝の部活動については教員の勤務時間外のため割り当て活動日としません。

※土曜日の部活動については教員の週休日のため割り当て活動日としません。

5. 顧問の決定

- ・全員顧問・複数顧問制度とします。

- ・現在の部活動を保障する観点から、教員全員が顧問となる「全員顧問制度」を維持します。

⇒今後部活動の全員顧問・複数顧問制度が維持できない場合は、生徒の活動状況、安全確保の観点等を十分に考慮した上で活動部数を減少させます。

- ・部活動顧問の決定については、教員の希望を配慮した上で教員の指導専門性や指導継続性等を考慮して部活動担当教員、顧問会議で調整し管理職が決定します。

令和7年度 教員が把握し適正に部を運営するための規定です。

- ・部活動顧問は、新入生徒に対して行われる『生徒会オリエンテーション部活動紹介』に向け、上記に示した「部活動の目標」「部活動の活動方針」に従った活動方針、必要物、活動日、年間試合日数等の各項目を決定します。
→昨年度までの活動方針は参考程度とし、どのような活動を行うのかを顧問で決定。
→不明な点等は必ず部活動担当まで相談してください。
- ・部活動保護者説明会は1年生入部後1ヶ月を目安として実施し遅くとも7月終業式までの1学期中に行ってください。今年度の方針や現状等の説明を行い保護者の理解を得るようにしてください。

6. 活動日

中学校の部活動については、生徒の健康や成長に配慮した活動となるよう、文部科学省・スポーツ庁から、「学校の決まりとして休養日を設定する等を通じて、運動部活動の適切な運営を図る」旨の通知が出されています。

さらに「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の通知を踏まえ、平成30年度より、下記のとおり週2回の中学校におけるノークラブデー（部活動休養日）が設定されています。文化部活動においても、活動の特性を踏まえつつ、ガイドラインに準じます。

- ・ノークラブデー⇒部活動休養日。

生徒の健康や成長に配慮した活動となるよう、また、教職員の休養日の確保のため、現在取り組んでいる毎週1回以上（可能な限り土曜日または日曜日を含め設定）の部活動休養日を週あたり2日以上（基本、平日1日と土曜日または日曜日に1日設定）とします。また、ノークラブデーにおいては朝練習についても実施しないものとします。ただし、試合や発表会の直前など等でノークラブデーの実施が難しい場合は、各校の状況に応じた例外的な対応として、その試合等の後にノークラブデーを実施し、他の日に振り替えることとします。

※国の目安としては、生徒の健康や成長への配慮から中学校の運動部活動は週2日以上
の休養日が示されています。

※スポーツ医学の観点からジュニア期におけるスポーツの活動時間として、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいと示されています。

【「部活動における適切な休養日等の設定について（島本町通知）」から抜粋。】
上記の通知を踏まえ、部活動を行わない日（以下、「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

- ・平常授業が実施されている学期中は、週あたり2日以上の休養日を設けます。
⇒平日は少なくとも1日。土曜日及び日曜日（以下「週末」）は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。

令和7年度 教員が把握し適正に部を運営するための規定です。

- ・長期休業中（夏季、冬季、春季）の休養日も、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けます。
- ・「閉庁日」の部活動は行いません。
- ・休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫をして実施します。

7. 活動時間・活動場所

【朝の活動について】

※教員の勤務時間外です。この規定は朝の活動を推奨するものではありません。

※朝練習は必ず顧問が活動場所で監督・指導します。

- ・登校は7時20分以降とします。
- ・最大活動時間は8時15分まで→活動終了後は顧問が着替え完了まで指導する。
⇒朝8時30分に着替えて教室着席できない場合は「遅刻」となります。その場合は、部顧問が「遅刻」しないように指導します。
また、同一部員が継続、連続する等改善が見られない場合は、当該生徒の朝練習参加を顧問と本人、保護者と協議した上で3日程度停止させ、その間、顧問が遅刻しないように保護者と連携して指導を行います。
目標：8時25分には着替えて教室着席し読書を開始する準備をしましょう。
→部顧問が上記目標を達成できるように指導、支援します。
- ・朝練習に参加して、朝8時30分までに着替えて、着席、朝読書準備ができない生徒が継続的に複数出た部は部活動全体で解決すべき課題があると捉えて、朝練習を5日間程度停止とし、課題解決に向けて顧問が指導します。
- ・使用した道具等で職員室に返却する必要がある場合は8時20分までに職員室に返します
⇒8時20分までに返却されない場合は顧問が注意し改善するよう指導します。

【放課後の活動について】

- ・活動時刻は最大下記の活動時刻までの時間帯で行うことができます。
- ・活動時刻を守り、完全下校時刻を守るように顧問が必要な指導を行います。
- ・体育館の一般開放は18時00分～21時00分です。

【長期休業中（夏季、冬季、春季）の活動について】

- ・長期休業中（夏季、冬季、春季）の活動時間は16時50分までです。

※『延長活動規定』が認められる『試合』とは、中学校体育連盟、協会等が主催する競技会、大会、発表会→練習試合等は試合とは認められません。

令和7年度 教員が把握し適正に部を運営するための規定です。

期 間	活動時刻 (完全下校時刻)	部活動 延長活動時間 規定
下記以外の時間	17時00分 (17時10分)	試合1週間前から最大17時30分まで 延長可 →完全下校時刻17時40分 →顧問が校門外まで見送り指導する
11月16日 ～1月31日	17時00分 (17時10分)	延長不可
長期休業中 (夏季・冬季・春季)	16時50分 (17時00分)	延長不可

※祝日、日曜日は学校開放日です。グラウンドを使用する場合は町立体育館に顧問が申請を行ってください。

※試合、発表会参加の場合は、試合、発表会参加を決定した時点で島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第20条第2項の規定に基づき『宿泊を要しない対外競技参加届』に必要事項を記入の上、顧問が管理職まで提出してください。

【グラウンドで活動する部活動場所の指定について】

- ・安全確保の観点から『メイン使用』『サブ使用』を決めて活動します。

【体育館で活動する部活動場所の指定（ローテーション）について】

- ・安全確保の観点からローテーションを決めて活動します。
⇒体育館の4分の1を活動場所として割り当てる場合もあります。
- ※体育館部活動は、安全確保のため平日を振り分けて活動します。
⇒体育館使用不可の日が週に2回～3回程度あります。
- ・試合直近等で全面、半面使用する必要がある場合は、顧問間で調整します。

【土曜日の活動について】この規定は土曜日の活動を推奨するものではありません。

※土曜日の部活動については教員の週休日のため割り当て活動日としません。土曜日活動を希望する顧問が協議して安全確保の観点から場所指定・ローテーションを決めて活動します⇒体育館は4分の1を活動場所として割り当てる場合があります。

【部活動の服装】

- ・学校指定の体操服、部規定のユニフォーム、Tシャツとします。
ただし、Tシャツは、部活動時間のみの着用とし登校、授業中、下校は着用できません→長期休業中は必要に応じて顧問が着用を認める場合があります。

8. 暑熱対応 着帽、飲水、体調等を顧問が適切に観察・監督・指導

- ・5月1日～9月30日まではWBGT指数を記録し別紙規定に従って活動してください。個人の体調を注意深く観察し適切な活動を行ってください。
- ・防寒着については、学校指定のウインドブレーカーを着用します。
- ・防寒具（手袋、帽子等）は、必要に応じて各自で準備して装着します。

令和7年度 教員が把握し適正に部を運営するための規定です。

9. 保護者懇談会の開催

- ・保護者の方に活動状況や活動方針の周知のため、すべての部活動で『部活動参観会・懇談会』をできるだけ早い時期に実施してください。
『出来るだけ早い時期』とは、1学期中を目安とします。『部活動参観会・懇談会』の開催頻度は1度以上です。必要に応じて適宜開催してください。
- ・参観や保護者懇談会の様子等は必要に応じて管理職や当該の学年グループと共有し、生徒理解を深めるとともに、適切な指導となるようチームで対応します。

10. 予算

- ・各部に一定額を配当した上で、部員数に比例して配分します。
- ・陸上競技部、女子卓球部・男子卓球部は同一試合日、同一用具で練習可能なことから1つの部活動として予算配当します。
- ・追加の部費の徴収は行わないでください。
どうしても必要な場合は以下の手順1～3を遵守してください。
手順1：部費を徴収する場合は、管理職の許可を**必ず**得てください。
手順2：部員生徒、保護者全員の理解、賛同を得てください。
手順3：決算報告を保護者に対して書面で必ず行います。使途の公平性を担保し品目、個数等が明記された領収書を管理職に提出し決済を受けます。

【予算執行について】

- ・1月末を締め切り日とし顧問から予算執行一覧表、領収書の提出を行います。
→領収書は受領日時、学校名、部名、商品名、個数、金額、但し書き等が明確に記入されている『紙媒体』必須です。→体裁の整わない領収書は認められません。
- ・ネット使用の購入は認められません。ネット購入は行わないでください。

11. 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置。（廃部・創部）

【部（教育課程外）の運営条件】

- ・全員顧問制度の維持、複数顧問制度の維持、活動場所、活動時間、設備面、安全性、生徒のニーズ等を考慮し、現在の部活動を維持します。
- ・部に所属している生徒の活動は卒業（引退時）まで保障します。

【廃部規定】

- ・4月の部活動編成日に3名以下となった場合は顧問会議で廃部を検討します。
→学校長の承認を得て次年度の新規募集を停止します。
- ・**部活動編成日以降の新規募集を停止**します。
- ・廃部決定後も、現部員が卒業するまで上記の運営条件を保障します。
→最大2年間です。

【創部規定】

『部活動の地域展開』や『活動部活動の教員全員顧問制度の維持』『教員の働き方改革』等の観点等から、創部規定は廃止します。創部はできません。